

## 「いじめ防止」の取組について

指導主事 小林 剛

「いじめ防止対策推進法」が施行され3年が経過しました。各学校においても、いじめ対策組織を設置し、いじめ防止基本方針を策定して対応していただいているところですが、しかし、現状としていじめの認識については地域間、学校間によって差があるのも事実です。そこで今年度の生徒指導主任・主事研修において、各校のいじめ対策組織、いじめ防止基本方針をより実効性のあるものにしていただきたいというねらいで、演習を計画しました。

演習の中では、いじめの認知について事例を出して確認をしましたが、「これもいじめになるの?」という感覚を持たれた先生方もおられました。法律上のいじめの定義は非常に広範であり、社会通念上のいじめとはギャップがあります。そのギャップをきちんと認識して全件組織的対応をしていくことを教職員だけではなく、児童生徒、保護者、地域住民と共通の認識を持つておくことがいじめの早期発見、未然防止につながると考えます。いじめは見ようとしなければ見えない現象です。どこにでも起こり得るものであるという認識のもと、細かいことでも情報を共有できる体制づくりが大切です。

そのためにも、各校のいじめ防止基本方針をどのように保護者や地域に公開しているか、もう一度確認をお願いします。ホームページ上での公開、PTA総会等での周知、ダイジェスト版を作成して配布など、各学校で様々な工夫をされていますが、ホームページ上での公開については管内でもまだ半数ぐらいの学校でしかなされていないのが現状です。

そして、基本方針は毎年見直しをしていく必要があります。校内研修の機会を設けるなどして、修正を重ねていくことで各校の実態に合わせた、より実効性のある基本方針になると考えます。対策組織による情報収集、いじめへの対応、保護者への説明、関係機関との連携を積み重ねていくことが、対策組織をより実働的なものにしていきます。

生徒指導の「さ・し・す・せ・そ」を念頭に置いた対応と見直しを進めていくことは、いじめ問題だけではなく、問題行動、不登校など全ての生徒指導上の課題に向き合うことにつながります。改めて各学校における体制や取組についてのチェックをお願いしたいと思います。



## 学びを支え心をはぐくむ しまねの学校図書館活用教育



指導主事 日野 久美

島根県第2期子ども読書活動推進事業では、「学びを支え心をはぐくむ しまねの学校図書館」を掲げています。

- (1) 学校図書館を活用した授業を実施し、各教科等の目標を実現する。
- (2) (1)を通して課題を解決するための学び方やものの考え方(情報活用スキル)を身に付けさせる。

このことを重点として、各教科等で授業のねらいを達成するために学校図書館を活用した授業や小中学校の連携した取組を目指しています。

「学びを支え心をはぐくむしまねの学校図書館～島根県教育委員会発行リーフレットより 2016年 3月発行」

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担っています。



昨年度指定校の児童アンケートでは「本の選び方、読み取る力、必要な情報の取り出し方、引用、情報をまとめる力、資料を使った伝え方、たくさんの言葉を知る、感想を書く力、学習がもっとわかる力」などが身に付いたと認識していることが分かりました。今年度は、管内で4校(出雲市立今市小学校、出雲市立北陽小学校、出雲市立西野小学校、雲南市立佐世小学校)の指定校があり、年間2回の公開授業を行います。

10月18日には飯南町立来島小学校・飯南町立赤名小学校で「文部科学省 ICT を活用した教育推進自治体応援事業 学校図書館 ICT 活用教育研究会」が開かれ、国語科、社会科、総合的な学習の時間の公開授業がありました。課題を解決するために、図書資料や ICT を活用しながら学び合う子供の姿がありました。講演会では、帝京大学鎌田和弘教授が「学校図書館も ICT も教育活動のインフラ。子供が使って当たり前のことです。そして学校図書館の館長は校長先生です。」と話をされました。

子供に豊かな心や情報活用力を育てるためにも、各学校で学校図書館活用教育を推進していきましょう。

\*「管内の教育」は島根県教育庁 出雲教育事務所ウェブサイトにてカラーで掲載されています。

## 所報 第60号

- 1 人事異動ルールQ&A
- 2 管内における社会教育の取組について
- 3 「いじめ防止」の取組について
- 4 学校図書館活用教育について

# 管内の教育

出雲教育事務所 平成28年11月



## 「人事異動ルールQ&A」

調整監 木下 雄介

今年度末の教職員の人事異動ルールについては、「平成29年度島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則」及び「同 事務職員人事異動方針細則」に定めています。出雲教育事務所管内では、今年度、永年勤続のルール(同一校7年まで、同一市町村15年まで)をすべての対象者に守っていただいています。(当分の間、細則を適用しないとしている栄養教諭を除きます。)教育職員のへき地勤務・他地域勤務の解消状況も、全体としては良好であると考えています。これからも、適切な人事異動計画を立てていただきますようお願いいたします。

計画を立てる上で生じた人事異動ルールに係るご質問の例とその回答をご紹介します。

※必ず細則でご確認ください。特例やただし書きが付けられた規定がありますので、ご注意ください。

### I 教諭・養護教諭・事務職員の異動について

**Q:平成27年11月1日から平成28年5月31日まで育児休業を取りました。勤務年数はどのようにカウントされますか？**

A:同じ年度に6か月を超える育児休業、私傷病休暇、研修等(産前産後休暇は含みません)の期間がある場合、その年度は勤務年数としてカウントしません。この方のように年度をまたいで6か月を超える場合は、期間の長い年度、この場合は27年度を勤務年数としてカウントしません。

**Q:賃貸マンションに転居しました。生活の本拠地をその住所に変えることができますか？**

A:住宅の取得ではないため、県内において他に親などの最も身近な親族が恒常的に居住するところがある場合は、その住居のある旧市町村を生活の本拠地とすることになります。なお、旧市町村ですから「雲南市」「奥出雲町」「飯南町」となることはありません。

**Q:平成16年度から7年間出雲市平田町内のA校、23年度から5年間大社町内のB校に勤務し、今年度から湖陵町内のC校に勤務しています。同一市町村の勤務年数は何年になるでしょうか？**

A:平成26年度から同一市町村の勤務年数は現在の市町村で計算していますが、25年度と26年度に同じ旧市町村に勤務した場合、25年以前の旧町村による年数を通算します。したがって、今年度末で出雲市勤務6年になります。A校が大社町内の学校だった場合は、13年になります。

### II 教諭・養護教諭の異動について

**Q:現任校に2年間勤務しましたが、異動することができますか？**

A:同一校には3年以上勤務することが原則です。同様に、定年退職を迎えられる学校においても3年以上勤務することが原則です。したがって、定年退職まで現任校で勤務すると7年を超える場合には、定年退職まで3年以上を残して異動する必要があります。

**Q:へき地学校勤務を2回に分けて行うことができますか？**

A:へき地学校勤務は1回で十分ですが、1回の勤務は4年以上が必要です。2回に分けることはできません。55歳になるまでにへき地学校勤務を終えるよう計画してください。

**Q:「他地域みなし勤務」を2回に分けて行うことができますか？**

A:他地域勤務を行ったとみなされる勤務が認められるのは、他地域勤務を行うことが困難な場合に限りです。みなし勤務は、通算して6年以上(海外の日本人学校等は3年以上)と定めており、2回に分けることもできます。例えば、「出雲市内に生活の本拠地を置く者が、他地域みなし勤務として飯南町のへき地学校に3年勤務後、一度出雲市内の学校に勤務し、その後旧漕摩郡に3年勤務する」などです。昨年度から旧大田市、旧漕摩郡、旧江津市がみなしとなる地域になっています。みなしの対象となるへき地学校や地域は、生活の本拠地によって異なります。

**Q:他地域勤務やへき地勤務をできるだけ短期間で終えるにはどうしたらよいでしょうか？**

A:他地域勤務については、出雲教育事務所管内に生活の本拠地を置く方は、浜田市なら4年以上ですが、隠岐と益田の管内なら3年以上でOKです。隠岐は、島前なら3年、島後なら4年の勤務で、へき地学校勤務も同時にクリアしたことになります。なお、他地域勤務は概ね45歳までに終えていただきます。

(参考:隠岐の勤務には、12%または16%のへき地手当がつきます。住居を移した場合は、5年間は4%、6年目は2%の手当がつきます。)



# 地域と学校が連携・協働した取組

## 「コミュニティ・スクール導入等促進事業の推進」 雲南市〔高橋兼造〕

雲南市では、各中学校区に7名の教育支援コーディネーター、各小学校に15名の地域コーディネーターを配置し、学校と家庭、地域が連携・協働したキャリア教育の推進を図り、高い志や意欲を持つ自立した人材の育成を進めてきました。また、社会総がかりでの教育の実現を目指して、平成27年度から「コミュニティ・スクール導入等促進事業」を展開しています。この事業のねらいは、①学校・家庭・地域が話し合い、目標（めざす子供の姿）や課題、それぞれのニーズを共有しながら「雲南市ならではの」特色ある学校づくりを行うこと ②子供の教育に関わる大人も学校を核としてつながりを深め、子供の教育や地域の課題解決に向けて共に学び続けることができる体制を築くことです。特に雲南市では、就学前から高等学校期までの一貫したキャリア教育を推進する『夢』発見プログラム』を実践するために、中学校区を単位としたコミュニティ・スクールの設置を目指しています。現在5つの中学校区で学校・家庭・地域が協議を重ね、コミュニティ・スクール導入のための検討を行っています。また、先進地への視察やコミュニティ・スクールへの理解を深めるための研修会を開催し、導入のための環境づくりも行いました。

地域の未来を担う子供たちの成長は、地域住民の夢であり希望でもあります。地域の大人が当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供たちの学びに関わり支えていく中で、大人も共に学び合い成長を遂げていく姿を期待しています。

## 「地域自主組織と高校の地域課題研究の連携・協働」 雲南市〔青木拓夫〕

雲南市教育委員会は、今年度新たにキャリア教育推進室を発足しました。キャリア教育推進室の取組の一つに、雲南市の教育魅力化があります。その一環として、高校の総合的な学習の時間に積極的に関わり、『夢』発見プログラム』の幼小中高での一貫した取組についての進め方を探っています。

雲南市内には3つの高校があり、それぞれの学校が地域と関わる学習活動を進めています。その中でも今年度から新しく始まったものに、大東高校と地域自主組織との連携・協働による「地域課題研究」があります。これは、大東高校2年生が大東地区・加茂地区の地域自主組織に出かけて地域の課題を取材したり、その課題から自分たちでも取り組める地域活性化策（アクションプラン）とその成果を測る指標を考えたりする活動です。



加茂のブドウを使ったスイーツ

具体的には、「棚田の清掃とPR用CMを制作する」「ブドウを使ったスイーツを地元のお菓子屋さんと開発する」「児童クラブで幼児対象のプログラムを企画する」「七夕まつりの認知度を上げるためのポスターを製作する」等、23のアクションプランが考えられ、夏休みを中心にフィールドワークを行って実現させていきました。

今回の活動については、高校学園祭や雲南市教育フェスタにおいて、多くの地域の方に見ていただきました。幼稚園からの『夢』発見プログラム』が高校までつながり、地域の支えを得ながら、雲南市でどのような子供を育てていきたいか、その一つの形を見ていただく場となりました。



学校に関わることで大人の学びが豊かになり、新しい人と人とのつながりが生まれ、地域の教育力の再生・向上が図られます。共同作業によって人間関係や教育的活動をつくっていくことを通じて、地域も学校も変わっていく「協働」を目指した、派遣社会教育主事の取組を紹介します。

## 「5年目を迎えた連合宿泊研修（吾妻山キャンプ）」 奥出雲町〔高橋伊尚〕

奥出雲町では毎年夏に、小学5年生を対象とした連合宿泊研修（吾妻山キャンプ）を実施しています。吾妻山キャンプ場において、中学校区ごとに2泊3日の日程で様々な活動に取り組みます。このキャンプのテーマは「出会い」。同じ中学校区の子供たちが初めて出会い、寝食を共にしながら一緒に活動することを通して、学校の枠を越えた仲間づくりをしたり、思いやりや協調の心を育てたりすることをねらいとしています。そして、ふるさとの自然のすばらしさや野外活動の楽しさを味わうことができるようにと考えています。

このキャンプでは、テント設営、食事作り、星空観察、山頂登山、キャンプファイヤーなどの活動を行います。初めて出会う仲間に戸惑いながらのスタートですが、一緒に活動するうちにコミュニケーションがとれるようになっていきます。食事作りやキャンプファイヤーのスタンス練習では、考えの相違などもありますが、子供たちなりに折り合いをつけるようになります。キャンプでの経験は、6年生での連合修学旅行やたたら体験学習にも生かされ、スムーズな中学校生活のスタートにもつながっていきます。

このキャンプには、地域のボランティアの方の存在が欠かせません。吾妻山の自然に詳しい方々や、野外活動の指導に携わっておられた方々に協力をお願いしています。山頂登山の時には、先導をしながら珍しい植物や山頂から見える山々などについて説明をしていただきます。キャンプファイヤーの時には、営火の設置や火の管理、安全指導などをさせていただきます。テントの張り方や、火の起こし方などについても必要に応じてアドバイスをさせていただきます。先生方と協力したり役割を分担したりしながら、3日間の活動を支えてくださっています。



## 「飯南町における通学合宿の取組」 飯南町〔安井寿裕〕

飯南町では、5つの全ての公民館が、通学合宿を実施しています。通学合宿は、生活体験を中心としながら、ふるさとのよさに触れることや地域の方との交流を図ること、ふるまい意識の向上等をねらいとして、2泊3日～4泊5日の日程で開催しています。

通学合宿の際の入浴で、「もらい風呂」といって、地域のお宅に出かけてお風呂を借りている公民館があります。入浴の前後に、そのお宅の方と子供たちが交流する時間もあり、これが「もらい風呂」をする時の子供と大人両方の楽しみの一つとなっています。

頓原公民館では、中学3年生を対象とした「スーパーどんぐりデイズ JHS Acorn Days <生活体験+あるふぁ・通学合宿>」が行われています。内容は、小学生対象の通学合宿と同様、「自分のことは自分です」をモットーとし、炊事・洗濯・掃除などの生活体験を、大人の手伝いなく、自分たちの手で行っています。さらに中学生の通学合宿ということで、「+あるふぁ」の部分で、「地域で自分ができること」等を考える時間を設定しています。参加者によるワークショップをしながら、地域のために自分が貢献できることや未来のふるさについて考えることで、新たな気づきを得ることへとつながっています。

町内各公民館の通学合宿は、子供の成長のみならず、大人の成長を促すことにもつながっています。子供と離れて生活することで、大人自身が日頃の子供とのかかわりを一度立ち止まって考えるよい機会となっているようです。

地域の協力を得て、多くの皆さんに支えられ、親子共に成長することのできる通学合宿を、飯南町の中でさらに充実したものにするよう、公民館の取組を支援していきたいと考えています。